

京都舞鶴港クルーズ船寄港時における ふ頭での「おもてなしブース」出店者募集要項

令和 8 年 8 月 10 日現在

1 趣旨

京都府ではクルーズ船の京都舞鶴港寄港時に、ターミナル内での「おもてなしブース」において、「土産物等の物販」をはじめ、「乗客との交流」、「地域や特産品の PR」などを通じて、乗客やクルーの満足度向上に協力していただける方を下記のとおり募集します。出店希望者は別添申込書により、「3 出店日時等」の申込締切日までにメールか FAX でお申込みください。

記

2 留意事項

- (1) 物販に併せて乗客やクルーの満足度向上に資するような「おもてなし」の例は以下のとおりです。
 - (例) ・乗客への積極的な話しかけ
 - ・コスプレや着物での接客
 - ・特産品のふるまい
- (2) 出店料は無料です。

なお、電源の配線やブース用長机の配置等、状況に応じ出店準備の際にご協力いただきますようお願いいたします。

3 出店日時等

	場所	入港時刻／ 出港時刻	乗客定員／ 主な客層	出店可能な 時間帯	常時接客対応をお 願いしたい時間帯	申込締切日
9月14日（月）「スペクトラム・オブ・ザ・シーズ」	国際ふ頭	7:00／ 17:00	5,622人／ 不明	10:00～16:30	13:00～16:30	8月17日 （月）
9月22日（火）「アザマラ・パシュート」	第2ふ頭	8:00／ 20:30	731人／ 欧米	10:00～19:30	調整中	8月25日 （火）
10月27日（火）「スペクトラム・オブ・ザ・シーズ」	国際ふ頭	7:00／ 17:00	5,622人／ 不明	10:00～16:30	調整中	9月29日 （火）

（備考）

1. 出店場所の所在地は以下のとおりです。
 - ・京都舞鶴港第2ふ頭：舞鶴市宇松陰 26 旅客ターミナルうみとびら施設内（屋内）
 - ・京都舞鶴港国際ふ頭：舞鶴市宇下安久 1040（屋外）
2. 入港時刻／出港時刻は8月10日（月）時点の情報であり、今後変更される可能性があります。入出港時刻の変更に伴い、「出店可能な時間帯」「常時接客対応をお願いしたい時間帯」を変更することがあります。
3. 「出店可能な時間帯」とは、出店準備開始時刻から接客終了時刻までを指します。
4. 「常時接客対応をお願いしたい時間帯」とは、船側に「おもてなしブース」を案内する時間帯です。
5. ツアーバス帰着時間帯が不明である寄港日では「常時接客対応をお願いしたい時間帯」を「調整中」としております。
6. 当日の寄港時間や乗客の下船状況によっては、出店準備をお待ちいただくことがあります。

4 出店ブース及び備品

○使用できるブース数は、1又は2です。

また、1ブースにつき、以下の備品を無料で貸し出します。

	長机 幅 180×奥行 45cm	パイプ椅子	パーティション 幅 110×高 185cm	電源
第2ふ頭	2台	2脚	1枚	1口 50W まで （ただし、一時的にお湯を沸 かす場合を除く）
国際ふ頭	2台	2脚	なし	1口 300W まで （厳守）

※上記以外の備品は出店者において準備をお願いします。

5 出店要件等

(1) 出店資格

○出店資格は以下の①及び②を満たす必要があります。

- ①乗客やクルーの満足度向上のための「おもてなし」という出店目的に賛同し、同目的のため運営協力いただける出店者であること。
- ②代表者・関係者（従事者含む）等が、暴力団関係者でないこと。

○物販については、以下を厳守してください。

- ①火気を使用しないこと。
 - ②匂いを発する調理をしないこと。
 - ③各ブースから出たゴミは出店者が持ち帰ること。
- なお、第2ふ頭では、キッチンカーでの出店は不可ですが、国際ふ頭では、火気を使用しない場合に限り、キッチンカーでの出店が可能です。

(2) 物販の出店品目

○物販として出店することができる品目は、以下の①～⑥の要件を満たしてください。

- ① 出店する事業者等が自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。
- ② 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
- ③ 各種法令、条例等に違反しない品目であること。
- ④ 特許、実用新案等で係争中でない品目、あるいは係争の恐れがない品目であること。
- ⑤ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない品目であること。
- ⑥ 公序良俗に反しない品目であること。

※出店できない産品の例

- ①生き物（動物、昆虫類等）
- ②違法コピー商品（偽ブランド品等）
- ③危険物（石油類、ガス類、模造刀、モデルガン、ナイフ、包丁等）

(3) 出店の手続き

○申込締切日までに以下の書類を主催者に提出してください。

- ①出店申込書
- ②代表者・従事者名簿

※京都府暴力団排除条例の施行により、提出いただいた名簿を基に出店責任者とその従事者が暴力団関係者でないことを警察に照会しますので御了承願います。

○①、②の書類をメールで提出する場合は件名に必ず「クルーズおもてなし出店申込」と記載の上、送信して下さい。記載がないとメールが受信できませんのでご注意ください。

(4) 出店の決定

- 出店の申請があった場合、「1 趣旨」及び「5（1）出店資格」及び「5（2）物販の出店品目」に基づいて審査します。出店の可否を決定後、主催者から出店者に対して連絡します。
- 出店は10ブースまでとします。10ブースを超える場合、選考により出店をお断りすることや、ブース数調整をお願いすることがあります。選考にあたっては、応募した日が早い出店者や、「2 留意事項（1）」に合致する出店者等、総合的に判断して決定します。

6 出店ブースに関する諸条件

(1) 搬入出について

○荷物の搬入出計画等の詳細は別途案内します（搬入・搬出は出店日当日に行います）。

(2) 出店料

○無料

※荷物の搬送費及び交通費並びに出店者ごとに必要とされる備品については、各出店者の負担とします。

※船側の都合等により寄港予定が変更された場合や、台風等やむを得ない事象の影響により中止となった場合においても、出店に要した経費の補償は致しません。

(3) 物販出店品等の表示等

○「家庭用品品質表示法」、「食品表示法」、「JAS法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守してください。

(4) 自家発電機等の使用禁止（第2ふ頭）

○安全対策上、電源確保等のための自家発電機の持ち込みは禁止します。

※国際ふ頭については屋外のため使用可能です。

(5) その他

○来場時、退場時は必ず主催者へ報告してください。

○人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者は一切の責任を負わないものとします。

○主催者の指示に従わない場合は、次回以降の出店を禁止する場合や、即時退場を求める場合があります。

○物販については、以下に注意してください。

①乳類、食肉類、魚介類を販売する場合は営業許可が必要です。また、試食や試飲を伴う場合は、食品衛生法の営業許可が必要です。

②消費者に対して単に未開封の缶やびん詰めの酒類を販売する行為であって、その場以外で飲用に供することを予知して販売する場合は、酒税法上の酒類販売業免許が必要です。ただし、ビール等をコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、酒税法上の酒類販売業免許は不要（食品衛生法の営業許可は必要）です。

③飲酒した人が出店・販売を行わないでください。

④発生したゴミは、各自持ち帰ってください。

⑤売上金、商品、つり銭等は自己管理してください。

7 アンケート

出店後は、アンケートにご協力をお願いします。

アンケートは別途送付いたします。

8 申込・問合せ先（主催者）

京都府経済交流課

〒624-0945 舞鶴市字喜多 1105-1 7 階

TEL 0773-75-1317 FAX 0773-75-4375

E-mail keizaikoryu@pref.kyoto.lg.jp

※メールで問い合わせいただく場合は、件名に必ず「クルーズおもてなし出店申込」と記載の上、送信して下さい。記載がないとメールが受信できませんのでご注意ください。